

プレスリリース

平成18年10月25日
水産庁境港漁業調整事務所

北部暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締について

水産庁は、韓国漁船が北部暫定水域（日韓）に隣接した我が国排他的経済水域（EEZ）内に密漁漁具を設置するケースが常態化していることから、韓国漁船の操業が活発化する11月以降、違法操業を撲滅するため同海域へ取締船を重点的に配備するなど取締体制を強化する。

お問い合わせ先

水産庁境港漁業調整事務所漁業監督課

担当者：大久保

直通 0859-44-3682

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/release/index.html>

※カラー写真の提供可能

(概要)

- 1 北部暫定水域を隠れ蓑として、我が国EEZに密漁漁具を敷設する韓国漁船（パイ
籠、底刺し網、カニ籠等）については、漁具に浮標を付けず取締船の摘発を逃れたり、
レーダーストを高く改造し、漁業取締船等の接近をいち早く発見し逃走するなど、
違反の態様が巧妙化している。
- 2 特に、ズワイガニねらいの操業が活発化する11月～5月にかけては、刺し網によ
る密漁が多くなり、多量のズワイガニが漁獲されるだけでなく、我が国沖合底びき網
漁船の網に、韓国漁船の密漁漁具が入るなどの被害も毎年発生していることから、当
該期間を、重点取締期間と位置づけ、通常の実績体制に加えて、以下のとおり取締船
等を重点的に密漁漁具設置多発海域へ配備するとともに、海上保安庁とも連携をとり
ながら取締りを強化する。

○取締体制

11月～12月：取締船……最大隻数12隻

：航空機による取締り

1月～5月：検討中（隻数等は11月～12月期の状況をみて判断）

○主目的

- ・密漁漁具の設置を防止する。
- ・密漁漁具の発見に努め、発見した場合にはこれを押収等する。
- ・密漁漁船を拿捕する。

(参考)

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
山陰沖における 漁具押収件数	3	2	6	13	26	34	33 (26)	(21)

注) () 内は10月10日現在の数値



レーダーマストを高くした韓国刺し網漁船



密漁漁具(底刺し網)により漁獲されていたズワイガニ



押収した漁具(境港)